

障害者自立支援法施行後の制度改善を求める緊急申し入れ

二〇〇六年 七月十一日

日本共産党福山市議会議員団

村井 明美
川崎 誠
高木 武志
土屋 知紀
式部 昌子

福山市長 羽田皓 様

障害者自立支援法の施行後三カ月余が経過しました。市内障害児・者施設へのわが党独自のアンケート調査では、利用者には大幅な負担増と利用控え、施設・事業所には収入減等、深刻な事態が明らかになりました。住民福祉の増進を本旨とする地方自治体として、積極的な対応を求めるものです。

そのため、以下の要望項目を緊急に申し入れます。

要望項目

一．実態調査をただちに行うこと

自立支援法施行によって生ずる施設・事業所の減収等の運営状況、それに伴う利用児・者へのサービス低下、利用控え等が起きていないか、その実態についてアンケート調査を行い、緊急に実態把握に努めること。その上で、必要な改善措置を速やかに講ずること。

二．利用者負担の軽減措置を大幅に拡充すること

わが党の調査では四月以降、ほぼすべての障害者の利用料が負担増、もしくは、これまで無料だったものが、一万円から三万円もの支払いを強いられる結果となっています。

この事は、わずかな収入で厳しい生活を送っている障害者にとって、過酷な負担です。とりわけ、負担増により、サービス利用を断念、もしくは検討している人は市内で三十九人（七月十日現在）にもものぼり、施設からの退所者まで出ている（七月九日付、朝日新聞）ことは重大です。利用者の自己負担軽減策を早急に講ずることを求めます。当面の具体策として次の事を求めます。

1. 利用者負担の上限月額を、国基準の、少なくとも半額に低減するための助成制度を創設すること
2. 障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用負担額の合計に、総合的な上限月額を設定し、その額を超える負担が生じた場合は、償還する「総合上限制度」を創設すること
3. 児童補装具の利用料軽減策を講ずること
4. 精神障害者の医療費を全額免除するよう、本市制度を拡充すること
5. 重度障害者の医療費負担について、自己負担額を全額補助する制度を創設すること

三．施設・事業所に対する報酬を抜本的に改善する事

施設・事業所への報酬単価が引き下げられ、支払い方式が月額制から日額制に変更されたために、現場は危機的状況です。調査では、事業所は収入減対策として「職員のパート化」「人員削減」「利用者への行事を減らす」等、やむなく職員・利用サービスを犠牲にして、事業の存続をかけた対応に迫られています。

現在でも厳しい福祉現場の労働実態の上に、さらなる労働条件が切り下げられる事になれば、利用者のサービス後退、若い職員の確保等、深刻な事態の発生が懸念されます。報酬単価の引き上げが早急に求められます。国に対して強く求めるとともに、市として、次の事を求めます。

1. 報酬単価の日額支払方式の見直しを国に求めるとともに、市としても見直すこと
2. 市独自の、施設への運営費補助制度を創設すること
3. 十月からの新体系移行にあたっては、実態に合った職員配置基準、報酬単価を確保すること
4. 小規模作業所の定員要件を、緩和すること
5. 国は、就労移行支援事業について、公的運営費に格差をつける「成功報酬」を導入するとしているが、こうした競争原理は、障害者福祉に相容れない。国に対して、撤回を求めること

四．国に対して応益負担の原則の撤回を強く求めること

報酬単価を引き上げると、利用者負担増につながるという、当事者・家族と、事業者間に、利害の対立がもたらされる原因は、応益負担の原則にあります。政府に対して、応益負担の原則を撤回する事を求めること

以上